

名古屋北 法人会だより

No.
138

2017年 5月

[題字] 名古屋北税務署長 佐藤 敬秀



税に関する絵はがきコンクール

せり
税に関する

え 絵はがきコンクール

名古屋北法人会
青年部会長賞

名古屋北
税務署長賞



名古屋北法人会
会長賞



名古屋北法人会
女性部会長賞



アイデア賞



皆勤賞



おめでたすくわくわく



CONTENTS

名古屋北法人会だより No.138

税務相談窓口	1
愛知県広報	4
名古屋市広報	5
税理士会コーナー	7
会員のページ	9
「最近思うこと」 大杉支部 (株) 魚鉄 磯部光男	
支部コーナー・新会員紹介	10
青年部会コーナー	11
「第5回名古屋市内法人会青年部会合同事業」	
女性部会コーナー	13
「税に関する絵はがきコンクール」	
市内合同講演会	15
「安倍政権の今後と課題」 政治評論家 加藤 清隆 氏	
法人会事業 北法人会の行事活動	18

今回の表紙



応募作品の審査
イベントデザイナーの落合智樹先生を交え、応募作品120枚より11作品を選びました。

去る2月26日(日)に北法人会研修室にて「第6回税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が行われました。今回は奨励賞として第1回から継続して6年間応募された皆勤賞とアイデア賞が加わりました。



ネットが便利 申告・納税 e-Tax

添付書類の提出が便利になりました。



イメージデータで送信

e-Tax で申告書及び申請・届出書データ（以下「申告書等データ」といいます。）を送信する際に、別途、郵送などで画面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータにより送信することができるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や収用証明書などです。イメージデータで送信可能な具体的な添付書類名や留意事項などの詳細については、e-Tax ホームページ「添付書類のイメージデータによる提出について」（www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm）をご確認ください。

1 PDF形式のイメージデータを作成

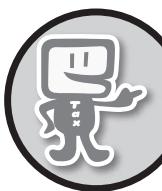
- 添付書類（書面）のスキャナによる読み込みやパソコンで作成した添付書類（文書データなど）のファイル形式の変換などにより、PDF 形式のイメージデータを作成します。
- イメージデータ作成時の留意点
 - ・目視により内容の確認ができること
 - ・パスワードを設定していないこと
 - ・白黒で解像度は 200dpi 以下を推奨

2 作成したイメージデータを送信

- 作成したイメージデータの送信方式は、申告書等データと同時に送信する「同時送信方式」及び申告書等データ送信後に別途、受信通知から追加で送信する「追加送信方式」があります。
- 利用している税務・会計ソフトでイメージデータを送信できない場合は、申告書等データを e-Tax に送信後、その受信通知から「e-Tax ソフト（WEB 版又は PC 版）」でイメージデータを追加送信することができます。

留 意 事 項

- 申告書、申請・届出書やイメージデータによる送信の対象とならない書類をイメージデータで送信された場合、法令上、その送信は効力を有しないこととなります。この場合、改めて、電子データ（XBRL 形式又は XML 形式）の送信又は書面による提出が必要であり、再送信又は書面提出の日が文書収受日となります。
- 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（収用証明書、登記事項証明書など）は、法定申告期限又は提出した日から原則 5 年間保存しておく必要があります。
- 税務署で、送信されたイメージデータの内容が確認できない場合には、イメージデータの再送信又は書面による提出が必要となります。



財務諸表及び勘定科目内訳明細書データをe-Tax送信

税務・会計ソフトで作成した法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書データ（以下「財務諸表等データ」といいます。）が、e-Taxで受付可能なデータ形式（XBRL形式又はXML形式）で作成されていない場合、別途、郵送などで書面による提出が必要でしたが、国税庁が定めたファイル形式（CSV形式）のデータであれば、e-Taxで受付可能なデータ形式に変換し、e-Taxに送信することができるようになりました。

1 財務諸表等データのCSVファイルを作成

- 国税庁が定めたファイル形式（CSV形式）でデータが作成できる税務・会計ソフトを使用して、財務諸表等データを作成します。

2 CSVファイルを組み込み、データ変換し、送信

- ①で作成したCSVファイルをe-Taxで受付可能なデータ形式に変換できる税務・会計ソフトに組み込み、データ形式を変換の上、e-Taxに送信します。
- 利用している税務・会計ソフトがe-Taxで受付可能なデータ形式に変換する機能を有していない場合は、「e-Taxソフト（PC版）」に組み込み、データ形式を変換の上、e-Taxに送信することができます。

留意事項

- 財務諸表については、データ変換時に、勘定科目名称が変更される場合があります。
例：「現金・預金」→「現金及び預金」
- 作成したCSVファイルを税務・会計ソフト又は「e-Taxソフト（PC版）」に組み込む場合、データ容量に制限（10MB）があります。

e-Taxの利用可能時間

▶月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合や、時期により延長する場合があります。e-Taxのご利用に当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Taxの利用開始の手続、「e-Taxソフト」及びそのパソコン操作に関するお問合せに電話で対応する専用窓口です。パソコンなどを起動してお問合せになる画面を表示させてからお電話ください。

なお、申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。

ナビダイヤル(全国一律市内通話料金) **0570-01-5901**

▶月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※税務・会計ソフトに関するご質問については、各税務・会計ソフト販売会社へお問合せください。

※受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

● 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

利用開始の手続、e-Taxの推奨環境、「e-Taxソフト」の操作方法及びよくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報をお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

平成28年4月

法人番号に関するお知らせ

～新規設立登記及び法人名・所在地の変更登記をされた法人の皆さまへ～

国税庁では、平成27年10月5日に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して法人番号を指定・通知した後、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地とともに公表しています。

■ 新規設立登記をされた皆さまへ

(1) 法人番号の通知について

設立登記完了日の3～4稼働日後に、法人番号指定通知書（以下「通知書」といいます。）を登記された本店又は主たる事務所の所在地に発送いたします。

！ 通知書の収受について

- ▶ 通知書は普通郵便で発送します。通知書を確実に受け取るために、事前に本店所在地の郵便受箱へ法人名称を表記いただき、本店所在地の配達を受け持つ郵便局に、新たに法人を設立した旨をお知らせください。ご不明な点は、お近くの郵便局にお尋ねください。
- ▶ 宛先不明等で通知書を受け取ることができなかった場合でも、再送付はしておりませんが、国税庁法人番号公表サイト（以下「公表サイト」といいます。）で、法人番号をご確認いただけます。

(2) 法人番号等の公表について

設立登記完了日の4～5稼働日後の夕刻に、法人の基本3情報（①法人番号、②商号又は名称、③本店又は主たる事務所の所在地）を公表サイトで公表いたします。

■ 法人名・所在地の変更登記をされた皆さまへ

(1) 法人番号に関する手続について

法人名・所在地の変更登記を行っても、法人番号に関して新たな手続はございません。

※ なお、法人名・所在地を変更した場合であっても、法人番号は変更されませんので、通知書を改めて発送することはありません。

！ 国税に関する手続について

- ▶ 国税に関しては、法人名・納税地の異動があった場合には、従来どおり、税務署に異動届出書を提出する必要がありますので、ご注意ください。ご不明な点は、最寄りの税務署にお尋ねください。

(2) 法人番号等の公表について

変更登記後の法人名・所在地は、変更登記完了日の翌稼働日の夕刻に、変更履歴を含めて公表サイトで公表いたします。

法人番号のことなら国税庁法人番号公表サイト

法人番号公表サイト

検索



QRコード対応の携帯電話をお使いの方は、
こちらからアクセスしてください。



国税庁法人番号公表サイト www.houjin-bangou.nta.go.jp/ にアクセス

愛知県税だより

自動車税の納税をお忘れなく

◇5月31日（水）は、自動車税の納期限です。

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者（売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者）に課税されます。

5月上旬になりましたら、名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストア等で納付してください。

また、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付していただけます。（利用者には決済手数料がかかります。）

なお、3月末までに名義変更・譲渡・廃車などの登録手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、登録手続が正しく行われていない可能性があります。

これらの手続きを他の人（自動車販売業者など）に依頼された方は、確実に行われているかどうかを確かめてください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問い合わせください。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第二課 自動車税グループ
電話 052-531-6305（ダイヤルイン）

※クレジットカード納付に関する詳しいことは、愛知県総務部税務課Webサイト
(<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>) をご覧ください。

経営教室のお知らせ

平成29年5月30日施行。今改正から、中小企業・小規模事業者にも適用

『《改正》個人情報保護法の概要と 中小企業実務への影響』

給与管理や顧客管理、電子取引など、個人情報の取扱い業務や情報内容が大きく変化。
中小企業・小規模事業者はどう対応していくか。誤れば罰則規定もあり

今まででは、保有する個人情報が5000件以上の事業者が「個人情報取扱事業者」として規定され、安全管理義務を負っていたものが、その5000件という要件が撤廃され、中小企業もさらに小規模事業者も対象となるということで、罰則規定もあり、いかに対応すべきか！

- 日時 平成29年7月13日（木）午後1時30分～3時
- 会場 （公社）名古屋北法人会 研修室
- 講師 北村法律事務所・弁護士 北村 明美 氏

名古屋市税だより

◎法人市民税のご案内

名古屋市では、平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の申告の際に適用すべき税率は、5%減税を適用した下表の（地方税法に定める税率に0.95を乗じた）税率となります。

●法人税割の税率

法人の区分	申告の際に適用すべき税率	
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度分	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 ③資本金の額または出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。） ④人格のない社団等	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるもの (注1)	13.965% 11.495%
	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下のもの (注1)	11.685% 9.215%

（注1）2以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるかどうかは、法人税額を関係市町村ごとに按分する前の額で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあっては、「年2,500万円」とあるのは「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

●均等割の税率

資本金等（注2）の額による法人の区分	申告の際に適用すべき税率（年額）	
	従業者数（注3）50人以下	従業者数（注3）50人超
公益法人等、人格のない社団等	47,500円	
1千万円以下の法人	47,500円	114,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	123,500円	142,500円
1億円を超え10億円以下の法人	152,000円	380,000円
10億円を超え50億円以下の法人	389,500円	1,662,500円
50億円を超える法人	389,500円	2,850,000円

（注2）平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から次により算出した合計額を税率区分の基準として使用することになります。

調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較	税率区分の基準として使用
調整後の資本金等の額 \geq 資本金+資本準備金	調整後の資本金等の額
調整後の資本金等の額 < 資本金+資本準備金	資本金+資本準備金

※調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額+無償増資額-無償減資等による欠損填補額

※無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類（株主総会議事録等）を確定申告書に添付してください。

（注3）区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

●法人番号の記載

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告の際には、申告書等に法人番号を記載してください。

名市税事務所 市民課 法人市民税係

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)

電話 052-959-3305

●軽自動車税についてのお知らせ

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して、毎年4月1日現在の所有者に、定置場所在の市区町村で課税されます。4月2日以降に譲渡や廃車などをして、月割ではなくその年度の税額の全額を納付していただきます。

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。軽自動車税についてお問い合わせは、金山市税事務所徴収課軽自動車税係へお願いします。

原動機付自転車・小型特殊自動車を取得や廃車された場合の申告については、名古屋市内の最寄りの市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口で受け付けています。なお、軽自動車に関しては一般社団法人全国軽自動車協会連合会愛知事務所で、2輪の小型自動車（2輪の軽自動車を含みます。）に関しては愛知運輸支局で申告を受け付けています。

税制改正により、平成28年度分以降に適用される軽自動車税の税率が変わっています。3輪及び4輪以上の軽自動車については最初の新規検査の年月や車両の環境性能によって適用される税率が変わります。

例)

		平成29年度
軽自動車 (乗用・自家用)	平成27年3月以前に最初の新規検査を受けた車両	7,200円 ただし、最初の新規検査が平成16年3月以前の場合は重課税率12,900円が適用
	平成27年3月以前に最初の新規検査を受けた車両	10,800円 ただし、最初の新規検査が平成28年4月から平成29年3月、かつ、一定基準の環境性能を有する場合は平成29年度分に限り軽減税率（2,700円、5,400円または8,100円）が適用

金山市税事務所 徴収課 軽自動車税係

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)

電話052-324-9803

●簡単・便利！ インターネットでの市税の申告

名古屋市では、エルタックス(eLTAX)を利用して、インターネットによる申告の受付を行っています。また、電子納税をすることができます。

○電子申告が可能な市税の税目

個人住民税(特別徴収)、法人市民税、事業所税および固定資産税(償却資産)

○電子納税が可能な市税の税目

個人住民税(特別徴収)、法人市民税および事業所税

○エルタックスについてのお問い合わせ先

エルタックスホームページ(<http://www.eltax.jp>)

「エルタックス」ヘルプデスク 電話番号:0570-081459

(IP電話等をご利用の場合 電話番号:03-5500-7010)



社会福祉法人制度について

名古屋税理士会名古屋北支部 吉野 仁

平成 28 年度より、社会福祉法人制度の大改革が行われており、いよいよ平成 29 年度より本格的な変化が社会福祉法人に訪れます。

社会福祉法人というと、子供を保育園に預けている親御さんや、ご家族がデイサービスに通っている方しか日常的にはその名称を特に意識することはないかも知れません。しかし、現代社会において、「福祉」は私たちの生活と切っても切れない関係にあるものであり、いざというときの助けとなるものです。

今回の寄稿では、そんな身近にあるのに、あまり馴染みのない社会福祉法人の置かれている状況と変化について知っていただければと思います。

1. 社会福祉法人って？

①社会福祉法人制度の沿革

児童福祉や障害者福祉等の社会福祉事業は、国から委託を受けた民間法人が行う制度として、第 2 次大戦後に整備されてきました。そして昭和 26 年に社会福祉事業法が制定され、平成 12 年に現在の社会福祉法に改められました。社会福祉法人は、この社会福祉法第 22 条において「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律に定めるところにより設立された法人をいう」と規定され、成立したものです。

(1)制度創設の目的

民間が運営する社会福祉事業に対する社会的信用や事業の健全性を維持する上で、公益法人（社団法人・財団法人）に代わる新たな法人制度の確立と憲法第八十九条の「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」という公金支出禁止規定との整合性を保ちながら、強い公的規制の下で、特別な法人として助成を受けることを可能にする制度が必要とされました。

(2)以前の社会福祉サービス — 措置委託制度

昭和 26 年当時の社会福祉法人は、社会事業家がその個人的資産を提供して設立し、その能力と責任によって運営がなされるものと考えられていましたが、昭和 40 年代には措置委託制度が確立されました。

措置委託制度とは、いわゆる社会的弱者を行政がその責任において各種社会福祉施設に措置委託し、それらの施設を運営する社会福祉法人は、原則として、その受託拒否ができないという制度です。この措置委託制度の下で、社会福祉法人は、その利用者を行政から割り当てられ、その事業のための費用も行政から措置費として支弁されてきました。ここに過去の社会福祉法人の大きな特徴があります。

(3)新しい社会福祉サービス — 措置制度から契約制度への転換

社会福祉サービスを利用する人と提供する施設の対等な関係を築くことや施設の努力が法人経営に反映されることを狙いとして従来の措置委託制度は大きく見直されることとなりました。

平成 12 年には介護保険制度がスタートし、障害者の福祉サービスについては、平成 18 年から障害者自立支援法が施行され、平成 25 年からは障害者総合支援法となっています。また、子育ての分野では平成 27 年から子ども子育て支援新制度もスタートしています。

このような新しい制度の下では、利用者は自らの意思で利用施設を選択することができ、施設側から見れば、施設が選ばれる対象となったということができます。

②社会福祉法人が行う事業

社会福祉事業は、第 1 種社会福祉事業と第 2 種社会福祉事業に分類されます。

第 1 種社会福祉事業は、経営主体が国、地方公共団体、社会福祉法人に限られています。その多くは、いわゆる「入所施設サービス」であり、利用者の生活全体に関わるため、利用者保護の必要性が高い事業です。

（例）児童福祉法に規定する児童養護施設や老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム 他

第2種社会福祉事業は、株式会社やNPO法人等でも運営可能であり、児童福祉法に規定する保育所や老人福祉法に規定する老人デイサービス等の事業です。

また、社会福祉法人は社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができます。

(公益事業の例)介護老人保健施設、有料老人ホーム

(収益事業の例)貸ビルの経営、駐車場の経営

③社会福祉法人の特徴

社会福祉法人については、規制・監督と支援・助成を一体的に行い、安定的な事業の実施を確保するための仕組みが制度化されています。

規制・監督

- 設立時の必要な資産の保有
- 運営費の支出対象経費、繰入等に関する規制(資金使途制限)
- 事業収入は原則として社会福祉事業にのみ充てられ、配当や収益事業には支弁不可
- 寄附された財産は法人の所有となり、持分はない。また、解散した場合の残余財産は、定款の定めにより他の社会福祉法人又は国庫に帰属する。

支援・助成

- 施設整備に対する一定額の補助金(近年は減少傾向にあります)
- 法人税 ⇒ 収益事業以外の所得は非課税(収益事業についても19%の軽減税率)
- 固定資産税 ⇒ 社会福祉事業に供する資産については非課税

2. 社会福祉法人制度改革

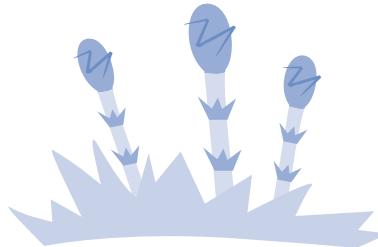
ここまで、社会福祉法人の成り立ちや特徴をご説明しました。戦後から現在に至る社会や制度の変化に柔軟に対応して、大部分の法人は健全で適正な経営を行ってきましたが、一部では不祥事も発生していました。また、社会福祉法人本来の設立趣旨から離れ、地域の福祉ニーズに積極的に応えることが出来ていない法人が問題視され、社会福祉法人制度の改革機運が高まってきました。福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、平成28年3月31日に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、平成28年4月1日と平成29年4月1日に施行されることとなりました。

①法律の趣旨

- 社会福祉法人制度の改革
- 福祉人材の確保の促進

②社会福祉法人制度改革の具体的な内容

- (1)経営組織のガバナンスの強化
- (2)事業運営の透明性の向上
- (3)財務規律の強化
- (4)地域における公益的な取組を実施する義務
- (5)行政の関与の在り方



③制度改革が与える影響

今般の改革では、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底するとされています。このため主務官庁である厚生労働省が発出する情報を収集し、新法に対応する定款変更、機関設計、財務規律の向上のために、全ての社会福祉法人が実務に追われているのが現状です。

また、平成29年3月の決算から、厚生労働省が示した計算式に沿って計算した結果、余剰財産があると判定された法人は、その金額を5年以内に社会福祉事業等に使い切る計画を立てる必要があります。

さらに、一定規模以上の法人は、公認会計士や監査法人の法定監査を受ける義務も生じ、事業内容や決算書類について広く公表されるため、国民が情報を得やすくなります。

④結びにかえて

この社会福祉法人制度改革が社会福祉法人内部だけのものにとどまることなく、身近な福祉の担い手の社会福祉法人に関心を持つきっかけとなることに期待します。私たちが自分の生活や老後に関心を持てば、必然的に社会福祉法人にも目が向くはずです。関心を持たれ、注目が集まることによって、社会福祉法人の経営能力が向上するとともにガバナンスが強化され、社会からの信用がより高まり、そのことによって私たちの人生がより安心できるものになると思います。

最近思うこと

大杉支部 (株)魚鉄 磯部光男

私は大杉支部の(株)魚鉄 代表取締役 磯部光男と申します。

料理仕出し行を営み、法人会では公私共々大変お世話になっております。厚くお礼申し上げます。

現在お客様の送迎の運転が私の大事な仕事になっています。

その最近の雑感二題を紹介します。



1.朝洗面台での出来事

歯みがきを終えて顔を洗いタオルでふいてその後、どうゆう訳か又歯ブラシにチューブを絞りだし、ハタと「あれ、さっき歯みがいたのに」と思いニヤニヤ。

風呂場での出来事

風呂につかり、体を洗う為タオルに石鹼をつけ髪を剃り、又タオルに石鹼をつけ体を洗い始め…「あれ…」ニヤニヤ。

「年寄り笑うな 行く道じや」の言葉は20代の頃は、ピンとこなかったのですが、最近は笑えない言葉になっていました。

2.運転手の立場で最近特に感ずる事

「早く歩ける人」は横断歩道をもう少し早くお願いします。という事です。

スロースローで歩かれる為に直進、右折、左折の運転手が少し「イライラ」

世間で言われる「運転手のモラル」も勿論ですが、歩く方のモラルも宜しくお願いします。



◆三島スカイウォーク

山の中に巨大な日本一のつり橋

橋の上からは富士山が一望できます。

日頃のストレス解消・気分転換にお勧めです。

支部報告

活動レポート

役員会

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 23 楠支部 | 3. 1 小幡支部 |
| 2. 9 杉村・大杉・清水支部代表役員会 | 3. 2 守山支部 |
| 2. 13 守山北支部 | 3. 6 大杉支部 |
| 2. 17 金城西支部 | 3. 7 守山6支部長会議 |
| 2. 22 北陵支部 | 3. 17 瀬古支部 |
| 2. 28 大森支部 | |

新会員紹介

2016.12.1～2017.3.31

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓迎社
大杉	(株)敬倫メイツ 北区水切町6丁目91	山田 誠 914-8844	学習塾	(株)日新珐瑯製作所
金城西	(株)グラッドフィールド 北区田幡2丁目13-9志賀南ビル2F	野村 勇斗 918-7581	美容室経営	ユニック中部販売(株)
楠	(株)名電工業 北区若鶴町185	鈴木 利雄 901-3429	建設業	
瀬古	(資)ベイシック 守山区町南17-24	基 志文 778-9081	障害児通所支援	
守山	(株)RCC 守山区長栄13-19第19オーナンビル3F	伊藤 健 768-7855	介護保険事業	(株)エイチエムテクノス(小幡)
小幡	(株)東海工作所 守山区太田井4-43	名和 秀高 795-1151	電気通信	
小幡	(株)ライフサポート 守山区大谷町3-11	津崎慎太郎 795-8005	住宅設備	草川工業(株)(金城西)
大森	(株)東名住建 守山区元郷2丁目1401	山本 豊 798-9128	アルミサッシの卸・小売	
大森	エムテック(有) 守山区天子田3丁目102	中島 守 798-7170	金属機械器具 加工製造業	
守山北	中金工業(株) 守山区小幡中3丁目5-5	水野 富康 0561-86-8766	プレス金型製作 加工業	瀬戸信用金庫川村支店 (株)ナカシロ
守山北	鈴木木芸工業(株) 守山区川宮町9	鈴木 健太 792-5763	建設業	中京銀行守山支店(瀬古) (株)ナカシロ
守山北	(株)クレアール 守山区西川原町300	蒲 博之 726-6385	木工家具什器の製造 ディスプレイ	

青年部会

活動レポート

研修会

12.14 青年部会税務研修会

テーマ 「税金あれこれ」

講 師 名古屋北税務署 副署長 佐藤伸二郎 殿
法人課税第一部門統括官 井口雅之 殿
◇研修会終了後懇親会を開催致しました。



1.17 新春名古屋北税務署長を囲む会（女性部会と共に）

テーマ 「名古屋北税務署長の新春放談」

講 師 名古屋北税務署長 佐藤敬秀 殿



1.19 名古屋北青年部会情報交換会

2.15 経営研修会・懇親会

テーマ 「コアコンピタンス経営とサガミの復活！」

講 師 株式会社サガミチェーン 代表取締役 鎌田敏行 氏



今回の講師は、めん処サガミで有名な（株）サガミチェーン 代表取締役社長 鎌田 敏行氏です。社長就任時は赤字経営であったサガミチェーンをコアコンピタンス経営に基づき、鎌田社長が立て直すまでを具体的にかつ興味深くお話し頂きました。出席者からは、「現役社長のお話を聞きできたのは、大変為になりました！」という感想を頂きました。



役員会

1.13

3.3 顧問正副部会長会議

第5回名古屋市内法人会 青年部会合同事業

活動報告

今回ご報告するのは、2月9日（木）第5回名古屋法人会 青年部会合同事業・2月15日（水）経営研修会です。

今回、名古屋法人会青年部会合同事業委員会の堀田さんより当日の模様と感想を頂きました。

名古屋にある9つの法人会が年一回、開催している名古屋法人会青年部会合同事業も名古屋市の全9法人会が参加するようになり、今回で5回目を迎えました。

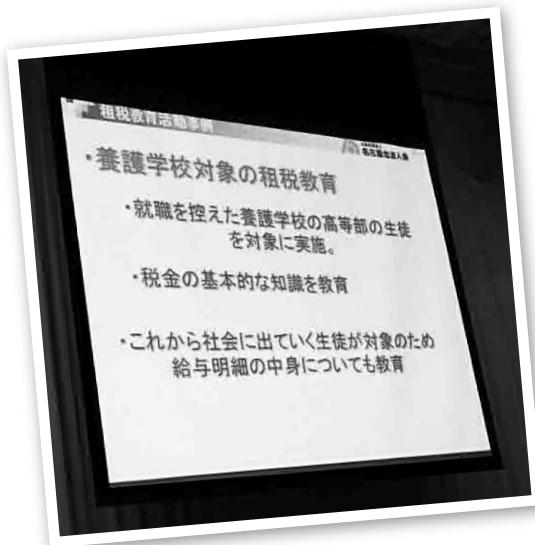
今回の事業は、中村法人会様の主幹で名古屋ガーデンパレスにて2月9日に開催されました。法人会活動の『活性化』をテーマとして、各法人会で実施している租税教育の活動内容を発表し、良い企画・役に立つ情報を共有し、9法人会の租税教育を活性化する事を目的とし、企画されました。

北法人会は、区民祭りで開催している『小学生せいきん〇×クイズ』と、昨年初めて実施した朱宮部会長肝いりの養護学校の生徒を対象に実施した『租税教育』について、発表をしました。

発表自体は投票によりランク付けされる企画なのですが、各法人会、独自の租税教育を発表される中、北法人会は上々の評価をいただき表彰をしていただきました。

各法人会の発表を参考に、今後の法人会活動の活性化につなげる事ができればと思います。

次年度も合同事業は開催されます、多くの方と知り合える機会でもあります。是非、ご興味のある方は事業委員会にお声を掛けて下さい!お待ちしております。



女性部会

活動レポート

研修会

1.17 新春名古屋北税務署長を囲む会（青年部会と共に）

ザ・カワブン・ナゴヤ

「名古屋北税務署長の新春放談」

名古屋北税務署長 佐藤敬秀 殿

◇部会員の知人友人方も参加され、笑いあり、税務情報あり、イタリアンに舌鼓を打った、楽しい懇談会でした。



2.8 税務研修会

テーマ 「税務調査の事前準備と対応策」

講 師 名古屋北税務署法人課税

第一部門統括官 井口雅之 殿

◇税務調査について日々の業務で気を付けて
たい項目など詳しく研修しました。



役員会

1.17

2.8

3.10

第6回



ぜい 税に関する え 絵はがきコンクール

受賞者表彰式

日時／2月26日(日) 10:30

場所／北法人会研修室

2014年から始まりました小学生の「税に関する絵はがきコンクール」も今年で第6回を迎えることができました。法人会会員始め関係各位皆様のおかげで、行われましたこと女性部会一同感謝申し上げます。

120通の作品の中からプロの先生にも参加していただきまして11作品を選びまた、その中から名古屋北税務署長賞・名古屋北法人会会长賞・名古屋北法人会青年部会長賞・名古屋北法人会女性部会長賞・奨励賞（皆勤賞）・奨励賞（デザイン賞）の各賞に選ばれましたお子さまとそのご家族の方、来賓の方々にご出席いただきまして法人会研修室において表彰式が行われました。

その後税金名称と地図記号で作成したトランプ遊び神経衰弱を皆さま方と一緒に楽ししい一時を過ごしました。

これから私達女性部会も租税教育推進のため、皆様にいろいろとご指導いただきながら子ども達と共に税金の知識を一層深め、税に関する絵はがきコンクールが益々広がりますよう、これからも続けていけます様に頑張りたいと考えております。

子ども達も段々と上達しており、これからも楽しみな「税に関する絵はがきコンクール」にしていきたいと思っております。

どうぞ、ご協力いただきます様お願い致します。



(事業委員 平松洋子)

市内9法人会合同講演会

「安倍政権の 今後と課題」 ～激動の世界の中の日本～

講師／政治評論家

加藤 清隆 氏

日時／平成29年2月14日(火) 13:30～15:00

会場／日本特殊陶業市民会館 フォレストホール



プロフィール

1952年 長崎市生まれ。

1977年 早稲田大学政治経済学部卒業、時事通信社入社。
外務省キャップ・ワシントン特派員（ホワイトハウス、国防総省を担当）・官邸キャップ・政治部長・整理部長 兼 解説委員・静岡総局を経て総局長。解説委員長に就任。

2012年 時事通信社退職。特別解説委員就任。

現在は、拓殖大学客員教授、政治評論家として読売テレビ「そこまで言って委員会NPJ DHCシアター「虎ノ門ニュース」他で活躍中。

著書：『女性宰相待望論』（自由社）など。

アメリカ大統領選挙の誤報

昨日1月13日、安倍総理は、アメリカで破格の待遇を受け帰国しました。日米同盟の絆の強さを世界に示すのが第一の目的でしたが大成功だと思います。

大統領選投票日の前日、アメリカの大手メディアは「85%以上の確率でヒラリー氏が勝利する」と速報しましたが誤報でした。いまアメリカが変わろうとしていることを冷静に分析し視聴者に説明する義務があるのに、トランプ氏を感情的に嫌うあまり、大統領選挙を読みちがえたのです。

日本の取材人も現場に行っていたはずなのに、アメリカの間違った報道をそのまま日本でも報道しました。

「日米のマスコミが凋落したきっかけは2016年

11月のアメリカ大統領選挙を巡る大誤報」と誰かが論文に書くと思うほど大きな出来事です。主要な新聞・テレビは通信社が配信した記事をそのまま伝えますから影響が大きいのです。私は大統領にも冷静になっていただきたいけれども、誤報したマスコミも反省して、大統領との関係を正常化してもらいたいと思います。

防衛費はGDPの2%に

トランプ氏は大統領になる前、「在日アメリカ軍の駐留費の負担増」と言っていましたが、今回の日米首脳会談で話題にすらなりませんでした。日本政府はすでに75%を負担しています。残りの25%は米軍将兵の給与ですから、もし2,000億円払い100%にしたら、米軍の将兵は日本の傭兵になってしまいます。その意味を海兵隊の出身のマチス長官はわかっていますし、大統領は「米軍を引き受けてくれてありがとう」と言いましたから負担増を言ってくることはないと思います。

共同声明文に「尖閣諸島は日米安保条約第5条の適用対象であり、尖閣諸島は米軍が必ず守る」と明記しましたので、日米安全保障は100点満点の素晴らしい結果になりました。

今後、アメリカは「日本の領土は自分たちの手で守りなさい。そのためには防衛費も増やしなさい」と迫ってくると思います。現在の防衛費は年間5兆円、日本のGDP530兆円の1%です。



アメリカはNATOにGDPの2%を要求していますので、日本もおそらく2%の10兆円くらいの防衛費増額を言ってくると思います。

日本が眞の意味での独立国を目指すなら防衛費は10兆円にすべきです。

北朝鮮と中国はそれぞれ公称200発の核ミサイルを日本に向けて照準を合わせていると言われています。その核ミサイルを打ち落とすミサイル防衛システムを構築するためには5兆円ほどかかります。中国の本当の狙いは沖縄本島です。鄧小平氏の副官（後の中国海軍の大物）が、1981年に中国海軍の大論文を書きました。2010年までに第一列島線より大陸側の海域には外国の艦船は入らせないという目標を定めました。第二列島線は房総半島からグアム、パプアニューギニアまで真南に下る線で、2020年までにその西側を自分たちの海とするとしています。一般会計予算は100兆円ですから防衛費10兆円にすると、防衛費が1割になり教育費・医療費が削られると非難されるでしょうが、中国は日本を侵略しようと着々と準備をしているのは事実です。

いま安保条約は片務性だが双務性になると…

日米安保条約第5条「日本の治世下にある領土についてはアメリカが責任をもって守る」という確認をしました。続く6条には「その代わり日本はアメリカ軍を日本の国土に駐留させる」と書いて

ありますが、米軍が日本に駐留しているのは日本を守るだけではなく、日本はアメリカの防波堤になっているのです。日本だけが恩恵を受けているではありません。日本があるから中国や北朝鮮への睨みが効いているのです。ただ条約が片務性から双務性に切り替わると攻守同盟になるわけですが、日本にアメリカを助ける能力はありませんので、求められていません。これから「日本の領土周辺の安全保障はアメリカ任せにしないで自分たちで守ってください」となれば、自衛隊を日本の軍隊としてきちんと位置付けしなければできないことが山ほど出てくると思います。

経済通商問題ですが、日本の自動車メーカーはアメリカで年間385万台、Made in USAとして生産し150万人も雇用していますので、私はこれ以上問題にならないと思います。

また日本は為替誘導をして、けしからんとトランプ大統領は言いますが、意図的な介入はしていません。いまの円高ドル安の原因はアメリカ側にあります。アメリカは景気がいいから調整するためにFRB(連邦準備制度銀行)が年に2~3回金利を上げますが、日本はマイナス金利ですから日米の金利の差が開き円安ドル高になっているのです。

カリフォルニア州やテキサス州で新幹線の工事が始まれば多くのアメリカ人を雇用でき、日米が協力してアメリカの雇用を創出することになります。

大統領就任演説はがっかり

1月20日の大統領就任演説はがっかりしました。

いま世界で紛争が起きてるのは、オバマ元米大統領が「アメリカ合衆国はすでに世界の警察官ではない」と言ったからです。ロシアは隣国ウクライナに侵攻しクリミア半島を強奪しロシアの領土にしてしまいました。中国は南シナ海の岩礁に大量のコンクリートを流し込んで3,000m級の滑走路

が3本もある大軍事基地を造ってしまいました。中東ではIS(過激派組織「イスラム国」)が跳梁跋扈(ちょうりょうばっこ)して周辺の国の人々を殺しています。オバマ氏の宣言が世界の問題の発火点になっているのですから、トランプ氏は就任演説で「世界の平和と安全に関与します」と宣言してくれるのかと思ったら残念ながら一言も触れなかったのです。

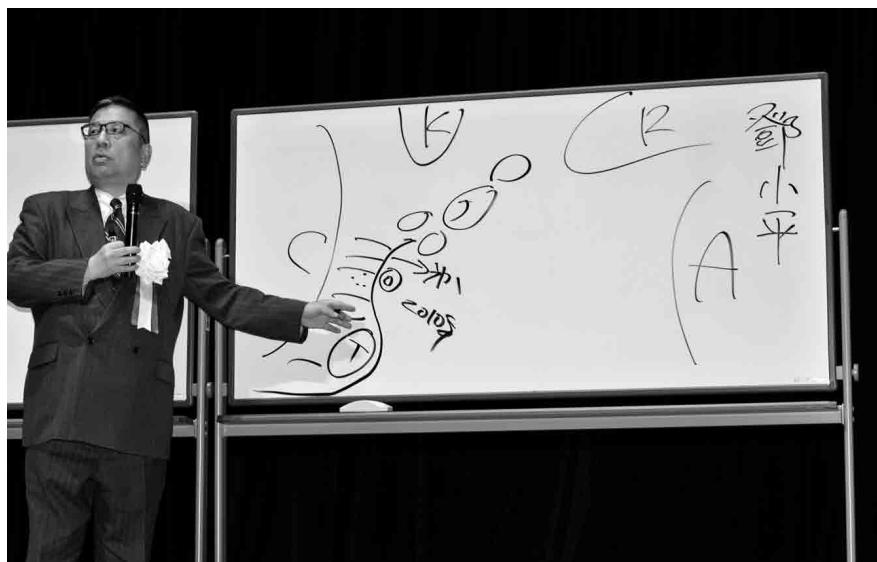
日米首脳会談のとき、トランプ大統領は先輩政治家である安倍総理に学んでいたようですから、これから国際会議でも安倍総理を頼りにしもらえる関係になり得ると期待しています。

東京都議会選挙と衆議院解散総選挙

3月5日、自民党総裁の任期が「連続3期9年」に延びる予定です。そうなると8月末の総裁選で安倍氏は3選され憲法改正に取り組むと思いますが、衆参両院で3分の2は重いハードルです。

アメリカの財政赤字は膨らんでいますから、在日米軍の維持は不可能になるのは目に見えています。米軍が日本から撤退したとき、いずれは憲法を改正して自分の国は自分で守る態勢をとらざるを得ません。安倍総理のときに憲法改正できるかわかりませんが、国民の生命と財産を守る総理大臣としては考えざるを得ません。

衆議院の解散総選挙ですが、衆議院総選挙の日程で最重要なのは7月2日に予定されている東京都議会選挙です。公明党は東京都議会選を国政選挙より重要視しています。その公明党が都議選の前後2カ月は衆議院解散総選挙を



しないでくれと申し入れ、自民党はそれを了承しています。

景気対策のためには2月・3月に来年度予算を成立させ、4月2日から新年度予算として執行したいですから都議選の前に解散はできません。安倍総理は景気が少しでも上向いたときにやりたいのが本音ですから、恐らく9月に臨時国会を招集して補正予算を成立させて解散、10月選挙。そうでなければ10月解散、11月選挙の確率は60~70%だと思います。

ポスト安倍は?

ポスト安倍は誰か。小池百合子氏は東京オリンピックを成功させたら衆議院に戻って総理大臣を目指すでしょう。私は橋下徹という選択肢があると思っています。大阪市長選のとき、「もし住民投票で勝ち、国政選挙に出て当選すれば総務大臣にする」と安倍氏と密約が交わされていたようです。橋下氏が出てきて総務大臣を目指すのも私は面白いと思います。

もっとも3~4年後の話ですから、いろいろなことが起きて状況が変わります。国内外ともに歴史の転換点といえる重要な時期にさしかかっています。皆様のお仕事にも直結する話にも繋がりますので、いろいろ情報を集めてご自身で判断していただきたいと思います。

法人会事業

北法人会の行事

税務関連の研修

12.10 新設法人説明会



2.15 決算期別説明会

名古屋北税務署 法人課税部門担当官殿

2.2 税務教室（第4回副署長講演）

「最近の国税不服審判所事情・
会社役員のための確定申告」
名古屋北税務署筆頭副署長 太田美津子 氏



社会貢献観劇研修会

1.21 講演会 中日パレス

「元タカラジェンヌから学ぶ宝塚歌劇の魅力」

元タカラジェンヌ 75期星組 美苑えりか 氏

観劇会 中日劇場 宝塚歌劇団雪組公演

「星逢一夜」・「Greatest HITS！」



役員会

12. 7 運営会議

12. 7 本部理事会

1. 26 運営会議

1. 26 本部理事会

2. 22 広報委員会

3. 7 運営会議

3. 7 本部理事会

3. 2 事業委員会

3. 27 税制委員会



通常総会、 記念講演会の お知らせ

日時／平成29年6月9日(金)

通常総会 13時15分～14時15分

記念講演会 14時30分～16時00分

場所／名古屋市北文化小劇場

記念講演会

「どうなる今後の日本の政治経済」

学習院大学特別客員教授 岩田 公雄 氏

讀賣テレビ放送報道局特別解説委員（元解説委員長）、讀賣テレビ放送アナウンサーから報道記者に転身後、グリコ森永事件・日本航空墜落事故・三井物産マニラ支店長誘拐事件、中国天安門事件の現場を取材など国内外の重要事件・事故を担当。

情報番組「ウェークアップ！」解説委員としてレギュラー、日本テレビとの共同制作番組「ザ・ワイド」、中京テレビ「キャッチ」他テレビ等で活躍中。

* 記念講演会は一般の方も聴講できます名古屋北法人会事務局へお問合せ下さい。(参加費無料)

* 公共交通機関をご利用下さい。

名古屋北法人会だより No.138

平成29年5月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会
印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855(代)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL 915-3886 FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>





法人会のビジネスガード
Business Guard



会員企業をサポートする、AIUのリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

(ハイパー任意労災 メディカル特約)

病気入院費用の上乗せ補償

業務災害総合保険

疾病入院医療費用補償特約・
疾病入院医療保険金支払特約 等セット



法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険

地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- ハロー健康相談24
- メンタルケア カウンセリングサービス
- セカンドオピニオン アレンジサービス

※本サービスは AIU 保険会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問合せください。

AIU損害保険株式会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

名古屋支店

〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-15 ORE錦二丁目ビル11階
TEL:052-857-2020 FAX:052-857-2320
(受付時間:午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)



「税に関する絵はがきコンクール」応募作品